

地震等災害時 対応マニュアル (教職員用)

令和7年9月



横浜

鶴見大学

鶴見大学短期大学部

Tsurumi University Tsurumi Junior College

目 次

はじめに	1
【1. 地震編】	2~9
(1) 地震災害対策本部（自衛消防本部）の構成及び任務	
(2) 南海トラフ地震臨時情報発令及び対応について	
(3) 大規模地震発生時の対応	
(4) 津波に対する対応	
【2. 風水害編】	10~11
(1) 風水害への対応	
(2) 風水害時の避難	
【3. Jアラート編】	12~13
(1) Jアラート（全国瞬時警報システム）について	
(2) Jアラート配信時の対応	
【4. 情報収集編】	14~20
(1) 災害発生時の連絡（平日・勤務時間）	
(2) 緊急連絡網（休日・夜間）	
(3) 安否確認（学生・教職員・家族）	
(4) 災害時の情報収集	
【5. 帰宅困難者対応編】	21~25
(1) 帰宅困難者対策	
(2) 一時滞在施設 開設対応	
【6. 救急処置編】	26~28
(1) 応急処置	
(2) 救命処置フロー ～強く・早く・絶え間なく～	
(3) AED の使用方法・設置場所・本学周辺の医療機関	
【参 考】	29~39
東海地震に関連する情報（警戒宣言発令等）	
「大地震対応マニュアル」（学生用）	
鶴見大学自衛消防組織（鶴見大学防火・防災管理委員会構成含む）	
学校法人総持学園危機全般（大規模地震・災害に限らず）対応組織等	
避難経路図・建物別海拔一覧	

※このマニュアルは学内の各警備室・動物舎・同窓会・防災センター及び AED 設置場所（P.28 参照）に設置しています。

はじめに

本学では、様々な教育・研究及び診療活動が行われており、約4,000人の教職員及び学生等が在籍しています。また、歯学部附属病院には、1日約850人の患者等の来院があり、入院されている方もおられます。

このような状況の中で、大規模地震等の災害が発生した場合、本学の教職員一人一人が、「自らの身は、自ら守る」という意識のもとに、災害への備えを万全にし、いざというときに、適切な対応がとれるようにしておくことが重要です。また、地域との連携を密にし、助け合い、組織的に取り組むことが求められます。

防災に対する全学共通の理解を深めるとともに、大規模地震等の災害が発生した場合に速やかに適切な対応が出来ることを目的として、平成23年9月より「鶴見大学 大規模地震対応マニュアル（教職員用）」を作成していましたが、平成30年からは、様々な災害に対応したマニュアルに変更しました。

加えて、令和元年5月に公表された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震臨時情報発令時の対応も記載しました。

このマニュアルに記載されていないことで、想定されることは数多くありますが、記載されていないことは、常日頃各部署又は各地区隊の各班において、検討、確認及び準備等をして、緊急時の対応に役立てて下さい。

令和7年9月
鶴見大学
鶴見大学短期大学部

【1. 地震編】

(1) 地震災害対策本部（自衛消防本部）の構成及び任務

本学の本部並びに各地区隊及び各班の構成・任務は、次のとおり編成され、災害時には、本学の全教職員（非常勤等を含む。）は災害対策要員となります。

地震災害対策本部（自衛消防本部）	
設置場所（臨時情報発令時）	： 1号館2階第一会議室
（地震発生直後）	： 大本山總持寺 大駐車場
（建物内避難後）	： 記念館 1階 大学食堂特別室
学長、副学長、文学部長、歯学部長、短大部長、図書館長、病院長、事務局長、事務部長、課長・事務長、幼稚園長、管財課職員、防火・防災管理者	

※南海トラフ地震臨時情報は、実際の揺れ（地震）が発生する前段階から発令される場合があるため、通常地震とは対応が異なります。（詳細は3～4ページ参照）

《南海トラフ地震臨時情報発令時 任務》

- ① 「鶴見大学防火・防災管理委員会」の招集及び対策決定（4ページ参照）

《地震等災害発生時 任務》

- ① 本学の情報・周辺の情報の収集、管理及び伝達
- ② 各地区隊への指示及び連絡
- ③ 避難場所への誘導、誘導状況の確認
- ④ 安否確認、本学施設の状況把握、処置が必要な場合の手配及び指示
- ⑤ 応急救護、給水・給食活動の実施及び指示
- ⑥ 帰宅困難者の受入態勢手配及び指示

各地区隊の編成

地区隊	地区隊長・副隊長	建 物	
第1地区隊	隊長 文学部長 隊長 短大部長 副隊長 図書館長	1号館	6号館
		3号館	図書館
		4号館	記念館
		5号館	
第2地区隊	隊長 歯学部長 副隊長 教育研究支援課長	2号館	保健センター
		体育館	第2研究棟
		動物舎	
第3地区隊	隊長 病院長 副隊長 病院事務課長	附属病院	
第4地区隊	隊長 幼稚園長 副隊長 幼稚園副園長	幼稚園	
第5地区隊	隊長 事業推進課長 副隊長 管財課員	大学会館	

【1. 地震編】

(2) 南海トラフ地震臨時情報発令及び対応について

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、大きな特徴があります。

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること
- ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること

これらのことから、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられ、発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」(以下、**🚨 1~4**)が発表されます。(臨時情報の各段階においては、体感できる揺れ等が必ずしも生じているわけではありません。)

臨時情報発令後の防災対応の流れ

※本学の対応フロー詳細は次ページ参照



【1. 地震編】

南海トラフ地震臨時情報発令時 対応フロー

※臨時情報の発令時の授業等の取扱いは、学生生活に掲載。

南海トラフ地震臨時情報（🔔1 調査中）発令

「地震災害対策本部（自衛消防本部）」設置・「鶴見大学防火・防災管理委員会」招集
《任務》：①教職員・学生・患者等の安全確保対策準備
②初動体制の確立、学内、学外の警戒
③交通情報等の受信、相互の状況連絡、応急対策の決定
④休講・休院等及び帰宅指示検討、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（5～6ページ参照）内居住者の学内保護への対応
⑤重要書類保管、非常持ち出し物の確認指示及び建物閉鎖指示、状況の把握

🔔2

南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震警戒）

🔔3

南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震注意）

🔔4

南海トラフ地震臨時情報
（調査終了）

事前避難対象地域の確認

教職員・学生・患者等安全確保対策検討。必要に応じて、全館に放送で情報を伝達し、授業・外来診療等の打ち切り、休講・休院等の処置を講ずる。

※休講・休院等を決定した場合、授業再開の時期等は対策本部等で決定し、「安否確認システム」等で情報発信。

避難が必要な場合

避難を必要としない場合

教職員・学生・患者等の帰宅指示
南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（5～6ページ参照）内居住者等で帰宅できない場合は、学内施設で保護。

防災に留意しながら、通常の生活に戻る

建物閉鎖

重要書類等保管、非常持出物の確認・指示
客観的全体状況の把握、対応方針の決定

休日・夜間

警備員等が対応

- 緊急連絡表（15ページ参照）により、各地区隊に連絡及び確認を行う。
- 残留者に政府・地方公共団体等からの防災情報を伝え、必要に応じて早急に帰宅を促す。
ただし、第3地区隊（附属病院）は、地区隊長（病院長）の指示を受ける。
- 各建物の火元の安全確認、ガスの元栓を閉める。
- エレベーター、駐車場の利用を禁止し、停止する。

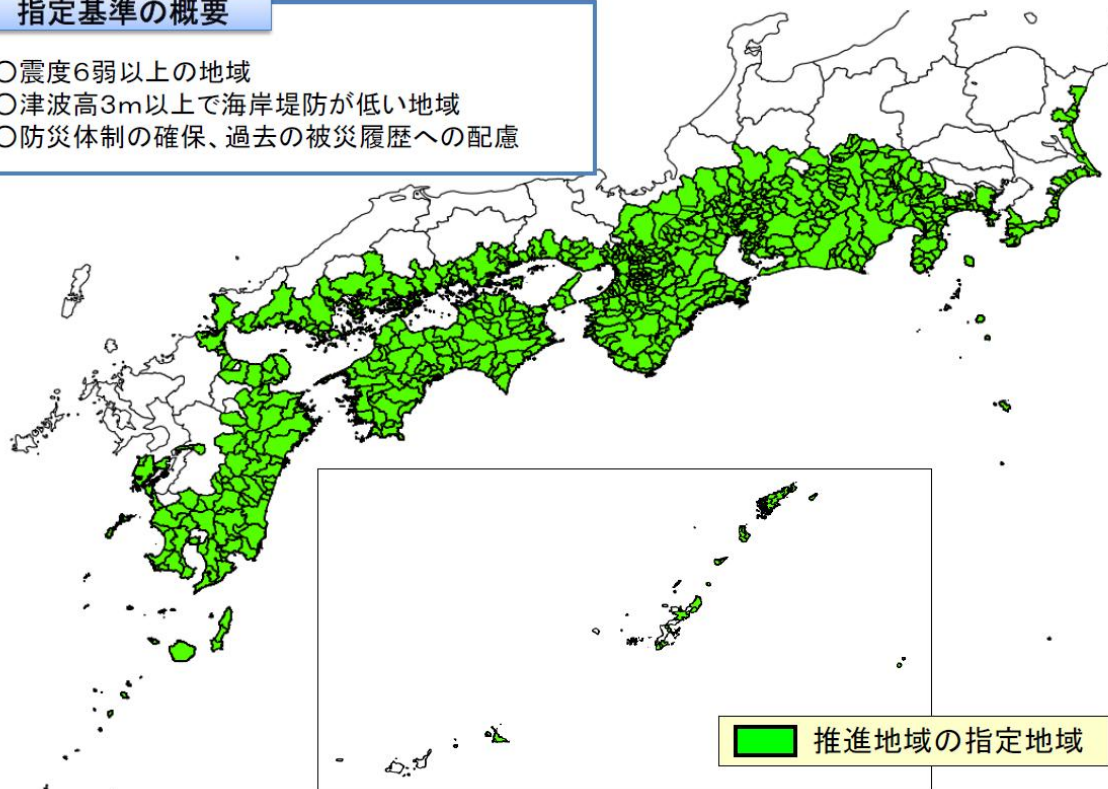
【1. 地震編】

①

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



内閣府「南海トラフ地震防災対策推進地域」

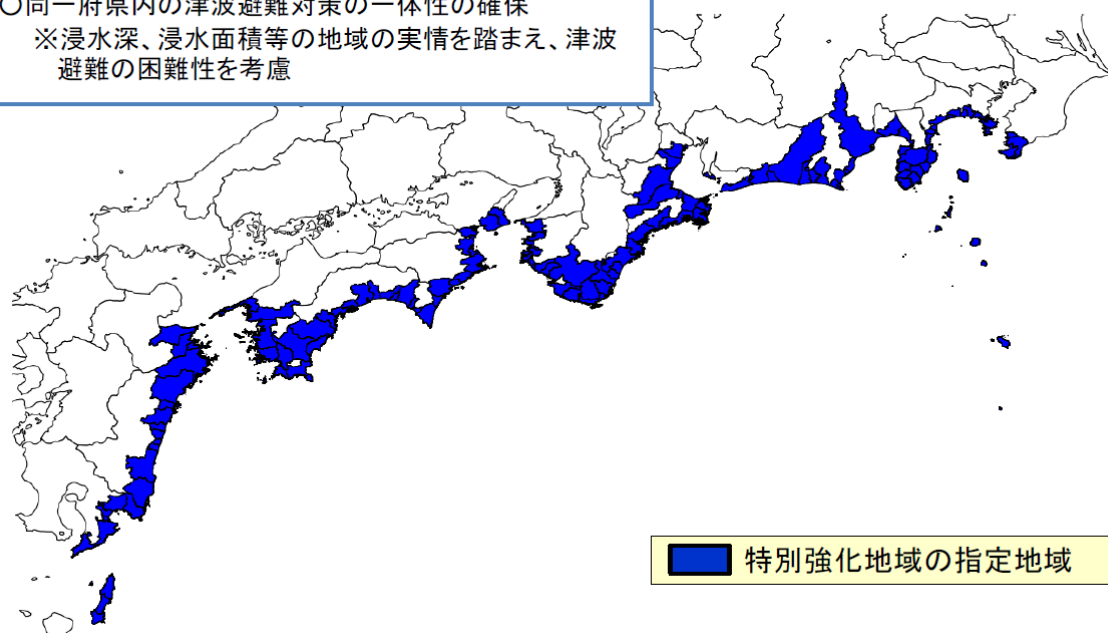
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_chizu.pdf

②

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



内閣府「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_chizu.pdf

【1. 地震編】

①南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村一覧《神奈川県内》

(南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進する必要がある地域)

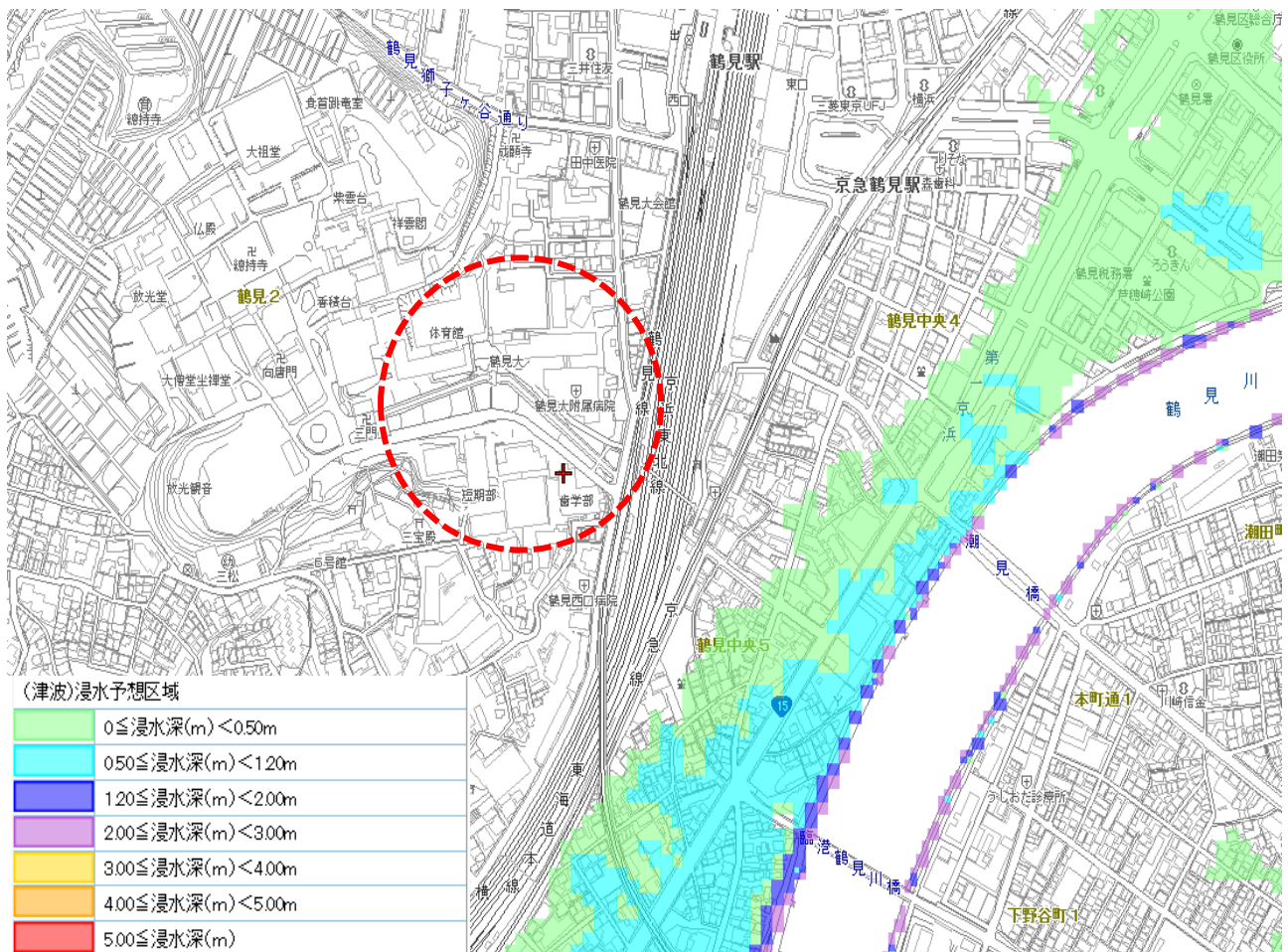
横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町

②南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村一覧《神奈川県内》

(南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を強化すべき地域)

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町

南海トラフ地震 津波浸水予測区域



横浜市「行政地図情報提供システム」

【横浜市行政地図情報提供システム】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>



【1. 地震編】

(3) 大規模地震発生時の対応

共通対応フロー

大規模地震発生時の対応

1 身を守る！

- ・机、実験台等の下にもぐる。
- ・窓ガラスから離れる。
- ・落下物に気をつけ、手近なもの（鞆・衣類等）で頭を保護する。

2 可能な範囲で、素早く火元の始末！

- ・身の安全を確保次第、ガスの元栓、電気コンセント及び実験器具等を処置する。

3 非常口の確保！

- ・扉、窓を開ける。
- ・エレベーターの中に居る場合は、全階のボタンを押し、停止した階で降りる。



大規模地震発生直後の対応

1 火元の確認！

- ・火が出たら、大声で周囲に知らせ、火災報知器のボタンを押した後、警備室へ連絡し、直ちに消防隊が到着することが困難であると予想されるため、自衛消防組織が消火にあたる。併せて、119番通報する。

2 周囲の人の安全を確認！

- ・倒れた書庫等の下敷きや、けが人の確認をする。

3 作動中、作業中の実験機器等の停止！

- ・機器のスイッチ等を切る。
- ・エレベーターの運転を停止させ、閉じ込め者の有無について確認をし、必要に応じて消防署等に救援を要請する。

4 建物及びその周辺の安全確認、避難経路の確認！



大規模地震発生後の対応

1 隣接する部屋等で助け合う！

- ・他の部屋、教室等で倒れた書庫等の下敷きや、けが人の確認をする。

2 その後の余震・津波に注意！

- ・崩壊する恐れのある場合又は大津波警報（予想波高が高いところで3m以上）が発令された場合は、緊急避難場所（大本山總持寺 大駐車場）に避難する。

【1. 地震編】

本学対応フロー

大規模地震発生



避難誘導、初期消火、応急救護を行う。



地震の状況により地震災害対策本部（自衛消防本部）を設置する。
本部は、情報収集・各地区隊の指揮にあたる。
設置場所：大本山總持寺 大駐車場



教職員・学生・患者等を緊急避難場所に避難させ、安否確認、被害確認（人的・物的被害）等の状況を把握し、問合せに対応する。
緊急避難場所：大本山總持寺 大駐車場



安全確認後

教職員・学生・患者等の帰宅指示検討（徒歩帰宅可否判断基準は、21 ページ参照）
被害の状況により帰宅できない者（帰宅困難者）は、名簿作成し学内施設に保護する。
帰宅困難者 受入建物：① 体育館
② 記念館（食堂・講堂 等）



[一時滞在施設開設フローへ（23 ページ）](#)

【1. 地震編】

(4) 津波に対する対応

避難区分	津波予報の種別	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
避難勧告	津波警報	3m(高いところで1m~3m)	高い
避難指示	大津波警報	5m(高いところで3m~5m)	巨大
		10m(高いところで5m~10m)	
		10m超(高いところで10m~)	

《避難の原則》 ① 海拔5m以上の高台

② 頑丈かつ地震の揺れによる被害が少ない建物の3階以上

避難する場合には、他にも次のことを心がけてください。

- さらに高い所へ避難できるような場所（例：高い場所へ避難できる連続した地形や4階、5階……と、上層部へ避難できる高い建物）に避難する。
- 建物に避難する場合は、津波による船舶等の漂流物を考慮して、海や川に面する建物を1列目とすると、1列目よりも2列目、3列目の建物に避難する。
- 地下街や地下室等は、浸水する恐れが高いため、津波警報等が発表された場合は、速やかに近くのビル又は高台等の安全な所へ避難して下さい。
- 車での避難は、避難する車で渋滞が発生し、立ち往生した車が津波に襲われる可能性や徒歩で避難する人の妨げになります。一方で、高齢者や身体が不自由な方等、車での避難が必要な方もいるので、車を使わず避難できる方は、車を使用しないで下さい。

【 横浜市の津波避難対策 】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunami.html>



【2. 風水害編】

(2) 風水害時の避難

避難のサイン

小石がバラバラ落下するなどの崖崩れの前兆現象や、下水道からの浸水、高齢者等避難開始といった、【避難のサイン】を参考に、危険が迫る前に早めに避難を開始しましょう。

① 下水道などからの浸水

② 河川氾濫の危険

- ・テレビ、ラジオ、横浜市HP等で気象情報に注意
- ・横浜市HP等で河川の状況を確認
- ・外の様子に注意（例、側溝やマンホールから大量に水が溢れる）

③ 土砂災害の危険

- ・小石がバラバラ落下
- ・斜面に湧水が発生
- ・斜面に亀裂が発生

神奈川県土砂災害警戒情報システム土砂災害警戒区域等

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/php/map.php?mapmode=kuiki>



④ 避難指示・避難準備 等

風水害時 避難行動

① 安全な場所へ避難（水平避難）

指定緊急避難場所等の避難場所、近くの高台、土砂災害警戒区域外の建物 等

② 堅牢な建物の2階以上 又は 近隣の高い建物へ避難（垂直避難）

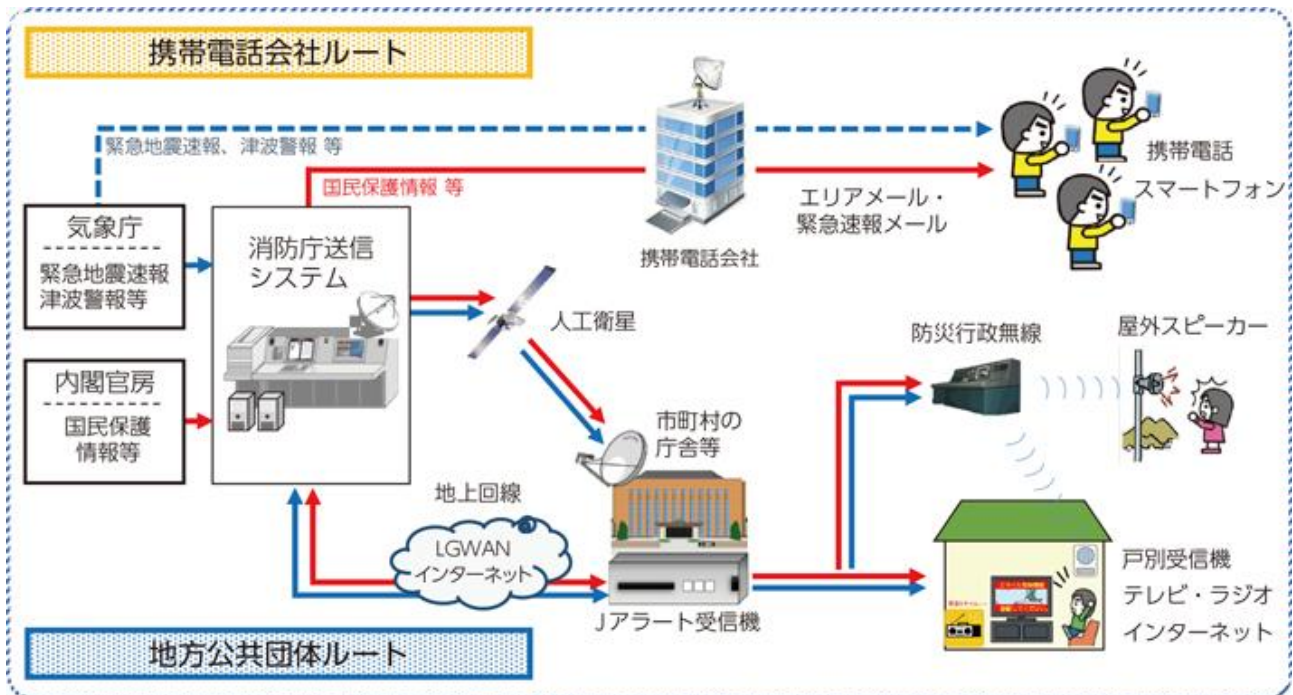
③ 建物内の安全な場所で待避（屋内避難）

夜間や危険が差し迫っている場合等、屋外へ避難するとかえって危険な場合

【3. Jアラート 編】

(1) Jアラート（全国瞬時警報システム）について

弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。



以下の12情報については、市町村防災行政無線等が自動起動されます。

① 弾道ミサイル情報	⑦ 大津波警報
② 航空攻撃情報	⑧ 津波警報
③ ゲリラ・特攻部隊攻撃情報	⑨ 津波注意報
④ 大規模テロ情報	⑩ 噴火警報（居住地域）
⑤ その他の国民保護情報	⑪ 噴火警報
⑥ 緊急地震速報	⑫ 気象等の特別警報

鶴見区におけるJアラート配信

Jアラートを伝達する方法として、屋外スピーカーを利用した防災行政無線があります。防災行政無線とは、地震等の災害情報や気象警報などを市民へ伝達する放送のことを言いますが、本学周辺には設置されていません。お持ちの携帯電話・スマートフォン等での登録制メール・エリアメール・緊急速報メール等での、Jアラート受信設定をお願いします。

【3. Jアラート 編】

屋外スピーカー設置場所

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に、横浜市では大地震による津波発生が予想される場合に、市民の皆様が少しでも早く避難行動がとれるよう、屋外スピーカーを使って避難を呼びかける「津波警報伝達システム」を津波浸水予測区域に設置しています。

【鶴見区内 13カ所】

① 鶴見区総合庁舎	⑥ 生麦貝ノ浜緑地公園	⑪ 大黒心頭 T-1 号緑地
② 潮田中学校	⑦ 市営生麦住宅	⑫ 鶴見水上消防出張所
③ 寛政中学校	⑧ 中央卸売市場食肉市場	⑬ 大黒海づり施設
④ 汐入小学校	⑨ 北部第二水再生センター	
⑤ 生麦小学校	⑩ 大黒町第一公園	

【横浜市内 設置場所一覧】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/tsunami/tsunamisp.html>



(2) Jアラート配信時の対応

屋内の場合

できるだけ窓から離れ、机の下に身を伏せる、床に伏せるなどして頭部を守る。爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できれば窓のない部屋へ移動する。

屋外の場合

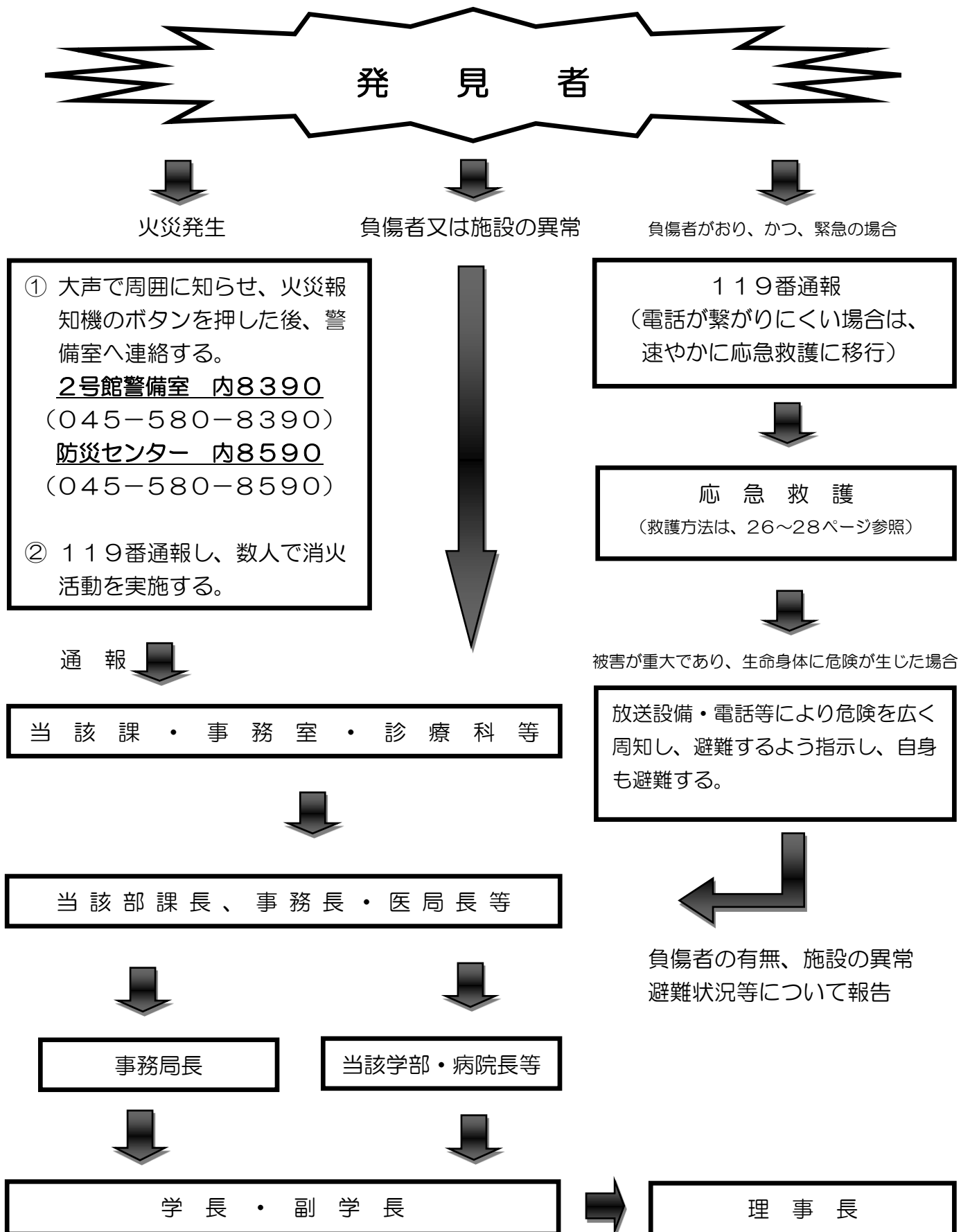
近くの建物の中、又は地下に避難する。また、近くに適切な場所がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守ること。

地下のある建物

1号館・2号館・5号館・6号館・大学会館・記念館・第2研究棟・図書館・附属病院

【4. 情報収集 編】

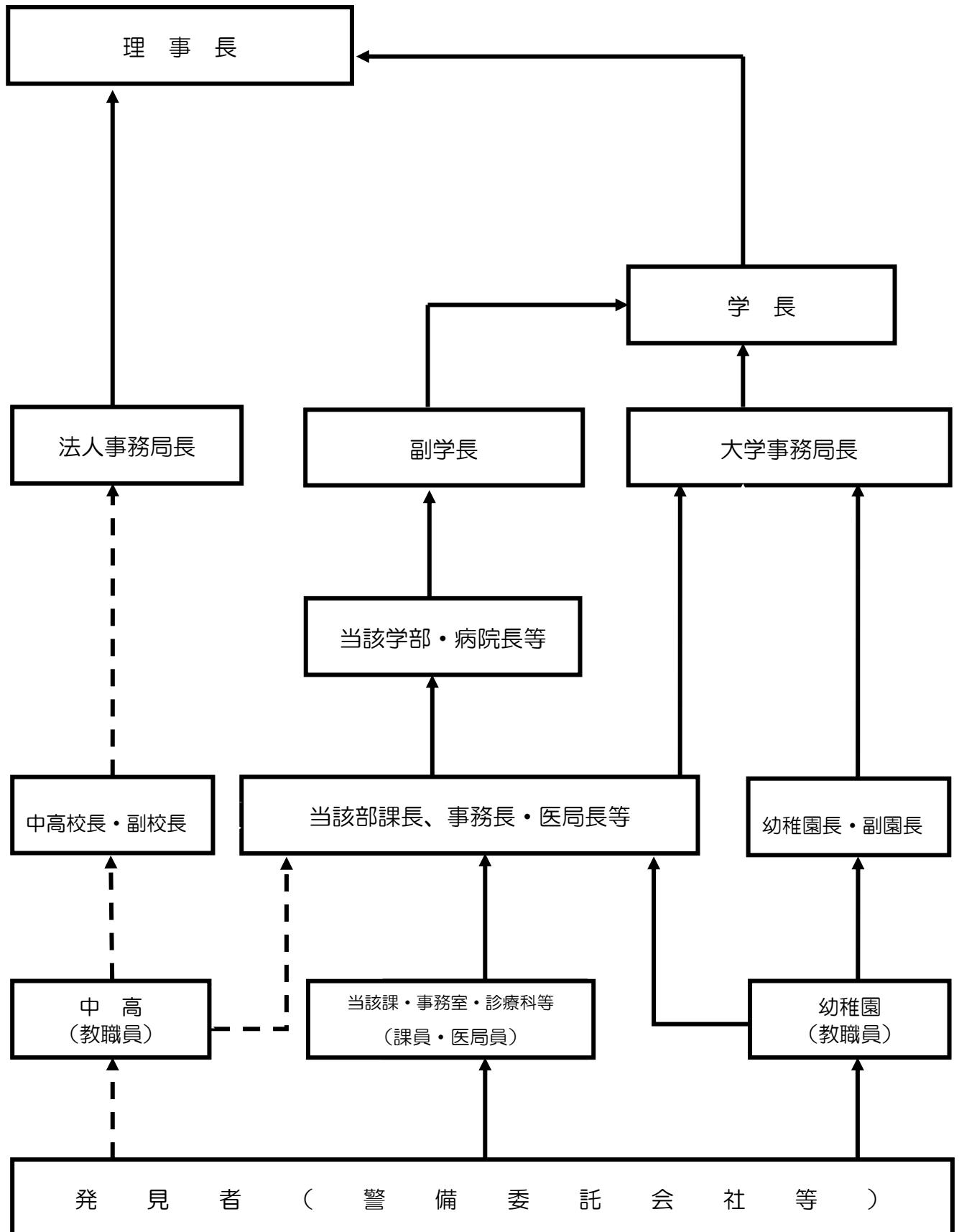
(1) 災害発生時の連絡（平日・勤務時間）



【4. 情報収集 編】

(2) 緊急連絡網 (休日・夜間)

※ 具体的な内線番号等の緊急連絡先一覧は、
都度更新し、当該者に配付してあります。



【4. 情報収集 編】

(3) 安否確認（学生・教職員・家族）

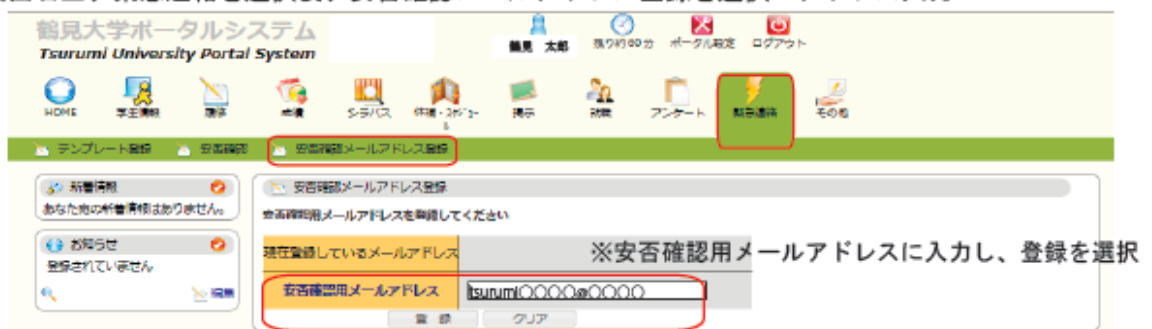
学生・教職員等の安否確認

【安否確認用メールアドレス登録手順】

1. ユーザー名・パスワードを入力しログイン



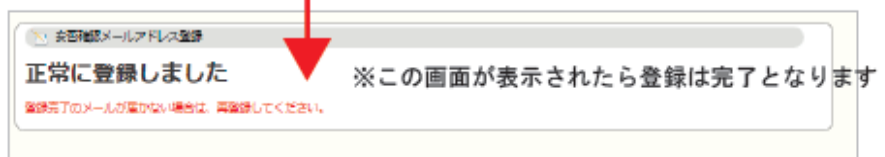
2. 画面右上、緊急連絡を選択後、安否確認メールアドレス登録を選択⇒アドレス入力



3. 入力に誤りがないか確認後、確認を選択



4. 登録完了



登録完了後には、下記のメールアドレスより登録確認メールが送信されます。

※受信を拒否しないよう、事前に携帯電話の設定を行ってください。

info@fs.tsurumi-u.ac.jp

【4. 情報収集 編】

安否確認登録方法

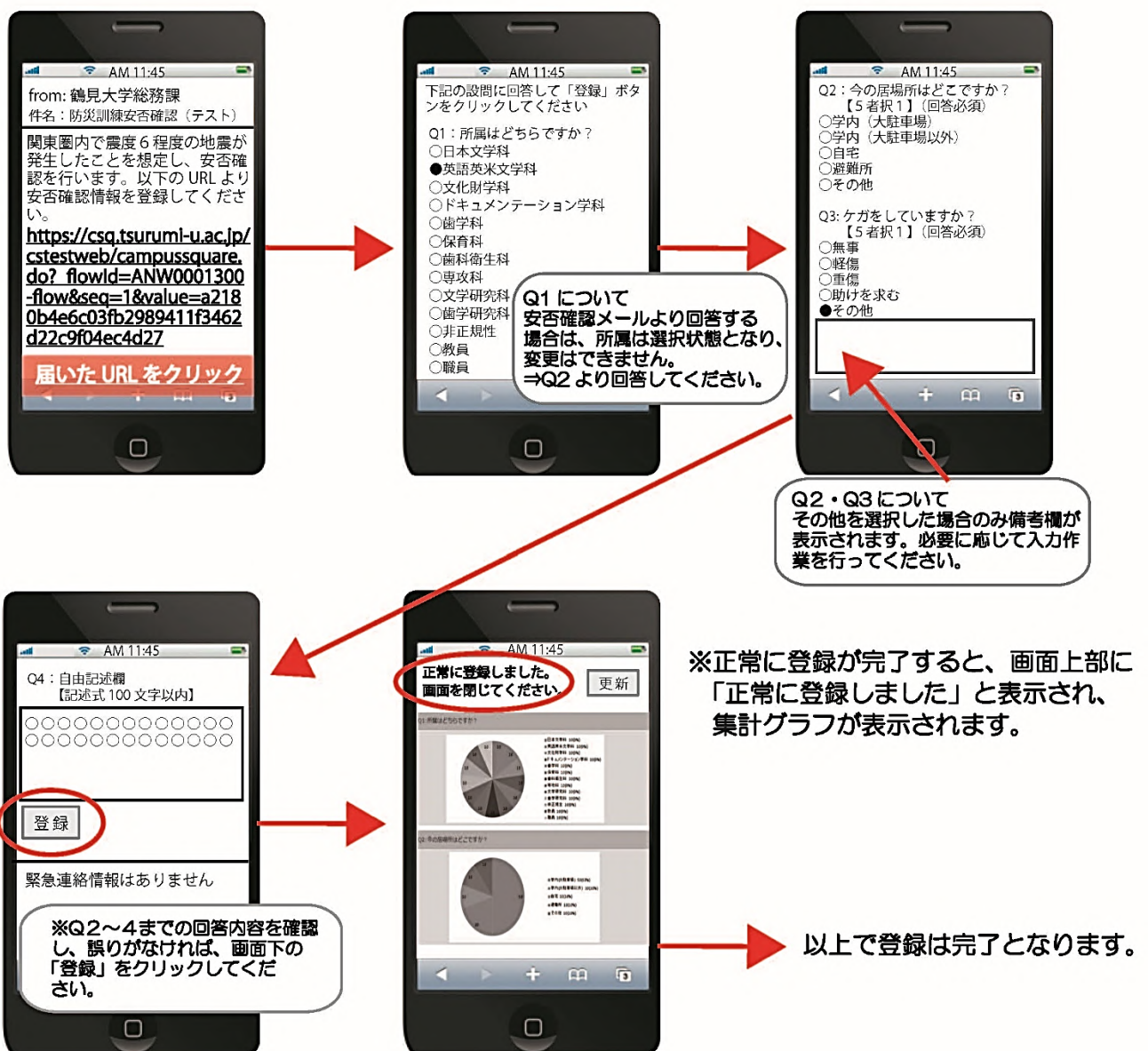
安否確認メールの受信

災害時及び防災訓練時には、事前に登録したメールアドレスに質問事項が記載された内容の確認メールが送信されます。

登録方法①【本人が回答する場合】 ⇒ Q2～Q4 までの質問事項に回答してください

※訓練当日を含め、災害時に携帯端末等を不携帯の場合にも代理で登録することができます。

この場合の登録方法は登録方法②をご確認ください。(次のページへ)



【4. 情報収集 編】

登録方法②【代理登録】

※代理登録とは、メール配信された URL ではなく、ブラウザ上で CampusSquare より登録が可能です。これにより、災害時に自身の携帯端末がない場合等、他の端末より登録ができます。

代理登録はログインする必要はありません。画面上部の「安否確認登録」をクリックしてください。

【4. 情報収集 編】

家族の安否確認

【 災害用伝言ダイヤル「171」 】

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>



災害時に被災地への通信が増加し、繋がりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

171
を入力

→ 録音 → 1 を入力 → 被災地の方の電話番号 → 1 を入力 → 録音 → 9 を入力
→ 再生 → 2 を入力 → 上記と同じ電話番号 → 1 を入力 → 再生

【 災害用伝言板「web171」 】

NTT 東日本：<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/index.html>



NTT ドコモ：<https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html>



KDDI：<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>



ソフトバンク：<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>



ワイモバイル：<https://www.ymobile.jp/service/dengon/>



防災関係連絡先

名称	問合せ内容	電話番号
横浜市総務局 危機管理部地域防災課	防災全般に関すること	045-671-2171
鶴見区役所 危機管理担当係長		045-510-1656
鶴見消防署	火災・救急	045-503-0119（緊急時は119）
鶴見警察署	事件・事故	045-504-0110（緊急時は110）
東京電力	停電・その他電気に関すること	0120-99-5772
東京ガス	ガスに関すること	0570-002211
NTT東日本	電話の故障に関すること	113 (携帯からは0120-444-113)
横浜市水道局	水道に関すること	045-847-6262
鶴見土木事務所	道路・下水道に関すること	045-510-1669
JR鶴見駅	鉄道に関すること	050-2016-1600 (JR東日本テレホンセンター)
京急鶴見駅		045-501-4678

【4. 情報収集 編】

(4) 災害時の情報収集

ホームページ

【 横浜市防災・災害情報等 】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyubohan/bousai-saigai/>

災害時の緊急情報や日頃の備えである自助・共助の取組について、掲載しています。



メール

【 横浜市 防災情報Eメール 】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyubohan/bousai-saigai/bosai/e-mail/email.html>

地震震度情報、気象警報・注意報等を始めとする防災情報について、Eメールで携帯電話等に一齐同報配信するサービスを行っています。QRコードへアクセスし、案内に従い登録を行って下さい。



【 緊急速報メール 】

横浜市内エリア内にあるNTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話に対し、横浜市が緊急的な情報を配信するものです。事前登録等の手続きを不要です。

アプリ

【 Yahoo!防災速報 】

<https://emg.yahoo.co.jp/>

スマートフォンアプリや携帯電話のメールにより、弾道ミサイル情報等をヤフー株式会社が無料で提供しています。以下のURLからスマートフォンアプリのインストールや、携帯電話のメールアドレスを登録することができます。



X (旧ツイッター)

【 横浜市総務局危機管理室 】

https://x.com/yokohama_saigai

市内で広域的な災害が予測される場合の避難等に関する情報や、災害対策本部体制化における災害等に関する情報、特別警報、一部の注意報の発令解除情報を発信します。



アカウント：yokohama_saigai

【5. 帰宅困難者対応 編】

(1) 帰宅困難者対策

【 横浜市の帰宅困難者対策について 】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/place/konnan/kitaku.html>



徒歩帰宅支援ツール

【 帰宅困難者一時滞在施設検索システム 】

携 帯：<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/b-m/>

スマホ：<https://wwwm.city.yokohama.lg.jp/b-sp/>



【携帯】



【スマホ】

災害時帰宅支援ステーション

大災害が発生した場合、コンビニエンスストアやファーストフード店、ガソリンスタンドなどが徒歩帰宅を支援します。

- 【支援内容】① 水道水・トイレの提供
② 休憩場所の提供
③ 地図やラジオ等を基にした道路情報の提供

災害時帰宅支援ステーションには、下記のステッカーを掲示します。



コンビニ・ファミリーレストラン 等

神奈川県内ガソリンスタンド

※ 被災状況や立地等によりサービスを提供できない店舗もあります

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/bousai/documents/kitakustation.html>



【5. 帰宅困難者対応 編】

防災物資 保管場所

- ① 1号館（地下1階）
 - ② 2号館（地下1階）
 - ③ 体育館（1階）
- } 4,600人×3食×3日分

その他、救急医薬品等については、附属病院・保健センターで保存するものを、また食品等については、大学食堂・売店・自動販売機（災害時対応用）等で保有するものを必要に応じて調達いたします。

給水所

【横浜市災害時給水所】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/torikumi/saigai/oukyu-kyusui.html>



地震等で断水した際は、災害時給水所（災害用地下給水タンク・配水池及び緊急給水栓）で飲料水を確保する事ができます。

徒歩帰宅可否判断基準

下記項目に一つでも当てはまる場合、徒歩帰宅はお勧めできません。

- 2.5 km/時で歩行した場合、帰宅予定時刻が日没以降となる。
- 自宅までのルートが通行制限区域及び火災発生地域になっている。
- 携帯電話等の通信機器を持っていない。
- 自宅までの道のりをよく知らない（地図を持っていない）。
- 同一方面の帰宅者がいない。
- 運動靴等の歩きやすい靴を履いていない。

【帰宅グッズの例】

ロッカーや鞆の中に常備しましょう！

- | | |
|-------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 |
| <input type="checkbox"/> 地図 | <input type="checkbox"/> 雨具 |
| <input type="checkbox"/> 簡易食料（お菓子等） | <input type="checkbox"/> 長袖シャツ、長ズボン（動きやすい服） |
| <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> スニーカー |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話充電器 | <input type="checkbox"/> 携帯トイレ |
| <input type="checkbox"/> タオル | <input type="checkbox"/> ホイッスル |

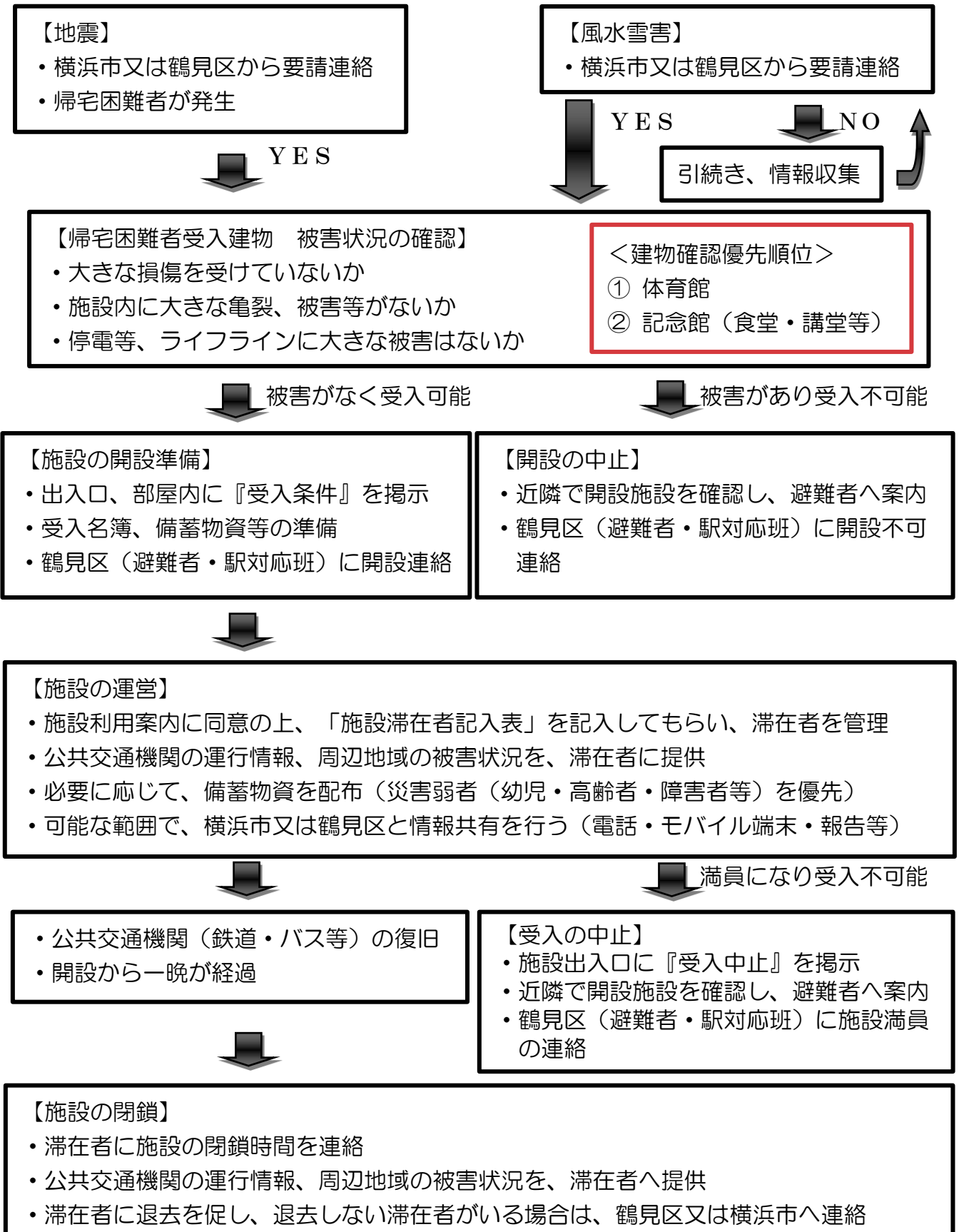
【5. 帰宅困難者対応 編】

(2) 一時滞在施設 開設対応

一時滞在施設 開設フロー

※ 平成 26 年 10 月より、横浜市・大本山總持寺と共に「災害時における施設等の提供協力に関する協定書」を締結し、一時滞在施設として帰宅困難者を受け入れることとなっています。

公共交通機関が一晩中運行停止（地震・風水雪害）



【5. 帰宅困難者対応 編】

一時滞在施設 運営チェックリスト

段階	実施事項	部署・担当者	災害マニュアル 参照ページ
開設準備	① 施設の安全確認		
	チェックリストを基に施設の安全を確認する。		
	自衛消防隊長（学長）に開設が出来るかどうかを連絡し、開設の可否を決定する。		
	可否の決定及び受入可能人数を、鶴見区危機管理担当係長へ連絡する。		P 19
	【施設の安全が確認できない場合】		P 21
	近隣施設（附属中高・總持寺・鶴見公会堂等）の開設状況を確認し、避難者へ施設情報を提供する。		
	② 運営準備		
	教職員等が中心になって、運営組織を立ち上げる。		P 2
	施設滞在者のスペースを設定し、受入可能人数を決定する。		
	落下物等の恐れを配慮し、受入者立入禁止区域を設定する。		
	運営組織使用区域（活動拠点・物資配布場所等）を設定する。		
	災害時要援護者優先スペースや女性優先スペースを確保する。		
	防火設備・放送設備・通信設備・非常用電源等の確認を行う。		
	備蓄物資、受入名簿等の運営に必要な物品を準備する。		P 22
	散乱危険物の除去や清掃を行う。		
	一時滞在施設であることを表示を行う。		
	施設の入口や施設内の目に触れるところに施設利用案内の掲示を行う。		
	設備等の状況に応じて、トイレ・給水・空調設備を確保する。		
	③ 通信手段の確保		
複数の通信手段（テレビ・ラジオ・パソコン等）を確保し、柔軟に対応できるように努める。			
通話は輻輳の可能性が高いため、施設滞在者に災害用伝言板サービスの使用を勧める準備を行う。		P 19	
近隣の一時滞在施設（附属中高・總持寺・鶴見公会堂等）との伝令要員を確保する。			
④ 開設開始			
一時滞在施設の開設開始を、自衛消防組織の各地区隊及び鶴見区危機管理担当係長に連絡する。		P 19	
開設中	① 帰宅困難者の把握、受入れ		
	施設利用案内に同意の上、「施設滞在者記入表」を記入してもらう。		P 25
	「施設滞在ナンバーカード」を配布し、待機スペースに帰宅困難者を誘導する。		
	施設滞在者名簿等の帳票を作成し、運営状況を把握する。		
	鶴見区危機管理担当係長に連絡の上、施設滞在者名簿をホームページ等に登録する。		P 19
	必要に応じて、施設滞在者に運営協力を依頼する。		
	協力を得られた施設滞在者も含めた組織運営体制に再編成する。		
	② 保健衛生活動		
	原則として、負傷者は最寄の病院又は災害拠点病院へ誘導する。		P 26・28
	喫煙区域や簡易トイレの使用区域を設定し、適正な衛生管理を行う。		
	ライフラインの復旧後は、トイレ等の衛生管理を行う。		
	③ 水、食料等の供給		
	水道施設の被害状況を確認する。		
	近隣の給水拠点の稼働状況を確認する。		P 22
	必要に応じて給水拠点から飲料水を手りする。		
	適宜、自治体に水道施設の復旧状況を確認する。		P 19
	水・食料の備蓄状況を把握し、計画的に備蓄物資を配布する（災害弱者（幼児・高齢者・障害者等）を優先）。		P 22
	④ し尿処理・ごみ処理		
	水洗トイレが使用可能か否かを確認し、使用不可の場合は早期復旧に努める。		
	ごみの排出・し尿処理のルールを確立する。		
⑤ 情報の収集・伝達			
防災関係機関から適宜、災害関連情報を収集する。		P 19・20	
出入り口等の見やすい場所に掲示板等を設置して、公共交通機関・周辺地域の被害状況等の情報を提供する。		//	
通話は輻輳の可能性が高いため、災害用伝言板サービスの利用を勧める。		P 19	
⑥ 受入可能人数を超過した場合			
施設の入口や施設内の目に触れるところに、一時滞在施設受入中止の掲示を行う。			
近隣施設（附属中高・總持寺・鶴見公会堂等）の開設状況を確認し、避難者へ施設情報を提供する。		P 21	
閉設	① 帰宅誘導		
	滞在者へ施設の閉鎖時間を連絡する。		
	方面別帰宅や距離に応じた時差帰宅の指示を行い、帰宅開始時の混乱防止に努める。		
	滞在者の退去を促し、退去しない滞在者がいる場合は、鶴見区危機管理担当係長へ連絡する。		P 19
	② 帰宅支援情報の提供		
	複数の通信手段（テレビ・ラジオ・パソコン等）から、交通機関の運行状況等の情報を提供する。		
	代替搬送手段、安全な帰宅経路等、施設滞在者の帰宅支援情報を提供する。		
③ 一時滞在施設の閉設			

【5. 帰宅困難者対応 編】

一時滞在施設 施設滞在者記入表

一時滞在施設 施設滞在者記入表

管理No. :
(受付記入)

--

No.	記述項目		記述欄		
①	ふりがな				
	氏名		姓	名	
②	性別 ・ 年齢		男 ・ 女	歳	
③	ご住所	都道府県 ・ 市区町村			
		字・町名、丁目、番地、号			
④	連絡先	電話番号 (1つで結構です)	【連絡先：(右記いづれかに「O」)：自宅 / 携帯 / その他(会社、親戚等)】		
⑤	健康状態	現在、怪我等負傷はありますか？	YES	NO	
		施設滞在中、特別な支援が必要な場合は記述願います。	(持病、障害、アレルギー等の場合に記載)		
		その他、管理者に伝えおくべきこと等ございましたら記述願います。	(その他要請)		
⑥	施設運営協力	施設滞在中は積極的に施設の運営に協力して頂けますか？	YES	NO	
⑦	その他 確認事項	建物の被害確認できるスキルはお持ちでしょうか？(建築士、建築物応急危険度判定士保有等)	YES	NO	
		避難誘導や救急・救助のスキルをお持ちでしょうか？(医師・看護師等の免許保有、元警察・消防のOB、防災士等)	YES	NO	
		英語や中国語等の第二か国語を話すことができますか？	YES	NO	
受付記入欄	備考：		入所日時 月 日 時 分		

※ ご記入頂きます各種情報につきましては、施設の運営管理の他、行方不明になった際の
安否確認や捜索の手がかりとして、ご家族や行政への情報提供等に際して使用します。
一時滞在施設の管理運営以外に使用いたしません。

【6. 救急措置 編】

(1) 応急処置

ケガや病気が突発した場合、医師が現場にいることは稀であり、根本的な治療や処置を医師から受けるまで、現場に居合わせた人が手当や処置をしなければなりません。

出血の手当

- ① 出血している部分を確認する。
- ② 出血がひどい場合、傷口に厚いガーゼ・ハンカチ等を当て押さえる。
- ③ 傷口を可能な限り押さえ、途中で見てはいけない。

※下記の出血は、医療機関へ搬送する必要がある。

- ・ピュッと吹出すような出血
- ・黄色い脂肪や筋肉が飛び出しているような傷からの出血

骨折・捻挫の手当

【骨折の症状】

- ・内出血のためひどく腫れる。
- ・神経を損傷していたり、激しい痛みがあるため、手足を動かすことができない。
- ・ショックを起こすことがある。

【捻挫の症状】

- ・関節周囲の靭帯、筋、腱、血管等の損傷があるため、腫れ、皮膚の変色があり、痛みのため動かすことができない。
- ① 処置は曲げない、動かさない。
 - ② 冷やす。
 - ③ 副木（雑誌・新聞紙等で代用）を当てて、整形外科へ搬送する。

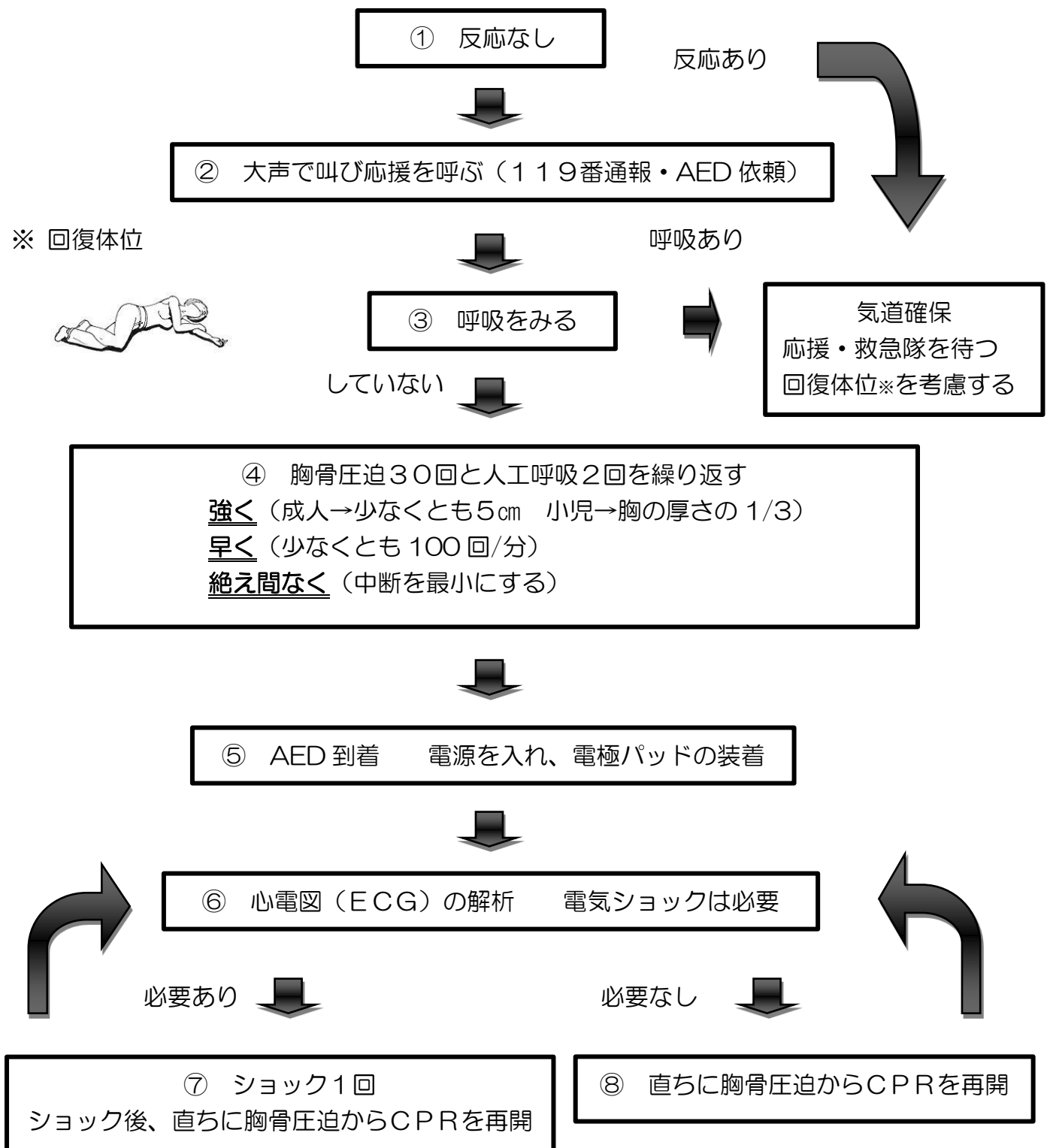
本学周辺の災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時における重症・重篤な傷病者の受入や医療救護班の派遣等、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院です。

病院名	所在地	電話番号	病床数
済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	045-576-3000	562
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	044-233-5521	713
けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	045-221-8181	410
横浜労災病院	横浜市港北区小机町3211	045-474-8111	650

【6. 救急措置 編】

(2) 救命処置フロー ～強く・早く・絶え間なく～



救急隊に引き継ぐまで、又は傷病者に呼吸及び目的のある仕草が認められるまで、心肺蘇生及びAEDの手順を諦めずに繰り返す

【6. 救急措置 編】

(3) AED の使用方法・設置場所・本学周辺の医療機関

AED の使用方法

AED（自動体外式除細動器）とは、電気ショックが必要な心臓の状態を判断し、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器です。AED は、電源を入れると音声メッセージとランプで、実施すべきことを指示してくれますので、落ち着いて操作しましょう。

- ① AED の電源を入れる
- ② 電極パッドを貼る
- ③ 心電図の解析をする
- ④ メッセージに従い、必要ならば電気ショック
- ⑤ 直ちに胸骨圧迫を再開

AED 設置場所

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------|
| ① 1号館（1階） | ② 2号館（2階） | ③ 3号館（1階） |
| ④ 4号館（1階） | ⑤ 5号館（1階） | ⑥ 6号館（1階） |
| ⑦ 大学会館（1階） | ⑧ 大学記念館（1階） | ⑨ 図書館（1階） |
| ⑩ 保健センター | ⑪ 歯学部附属病院（1～5階） | |
| ⑫ 師岡グラウンド | ⑬ 体育館（1・2階・部室棟） | |
| ⑭ 獅子ヶ谷グラウンド | ⑮ 女子学生寮 | |
| ⑯ 荒立グラウンド（実習棟） | ⑰ 南門付近 | ⑱ 幼稚園 |

本学周辺の医療機関

病院名	内容	電話番号	所在地
鶴見西口病院	総合	045-581-2573	鶴見区鶴見1-12-31
さいわい鶴見病院		045-581-1417	鶴見区豊岡町21-1
平和病院		045-581-2211	鶴見区東寺尾中台29-1
宮下クリニック	内科・呼吸器科 アレルギー科・皮膚科	045-580-1231	鶴見区豊岡町3-17
前廣整形外科柳町診療所	外科・整形外科 形成外科・皮膚科 リハビリテーション科	045-571-0051	鶴見区岸谷4-32-12
救急医療情報センター （24時間受付・年中無休）	夜間・休日の急病時に 医療機関を案内します。	市内から：#7119 市外から：045-227-7499	中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内

※災害時には財布や健康保険証等を持ち出せないといった事情を考慮し、保険証がなくても、氏名、住所、生年月日などを伝えるだけで、通常通りに医療を受けられる場合があります。まずは、医療機関に相談してください。

【参 考】

「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴い、気象庁は、東海地震のみに着目した情報（「東海地震に関連する情報」）の発表を平成29年11月1日から行わないこととしましたが、大規模地震対策特別措置法等の関連法令が改正されていないことから、以下は、「東海地震に関連する情報」及び当該情報が発表された際の防災関係機関の対応の参考です。

（参考）警戒宣言発令後 交通機関

警戒宣言発令後には、区市町村及び警察等は、パトカー、広報車、防災行政無線、看板等により広報します。また、パトカーは15秒おきに45秒間サイレンを鳴らし、警戒宣言が発せられたことを知らせます。警戒宣言発令後は、次の交通規制を参考に情報を収集して下さい。

車両規制

- ・ 東京都、神奈川県境で、神奈川県内に向かう車両
- ・ 必要に応じて車両の通行が制限される路線 国道1・15・16号、中原街道

鉄 道

鉄道会社	鉄 道	警戒宣言時 運行状況
JR東日本	東 海 道 線	東京－藤沢間運行 藤沢以西は運転休止
	京 浜 東 北 線	全 線 運 行
	根 岸 線	全 線 運 行
	横 須 賀 線	全 線 運 行
	南 武 線	全 線 運 行
	鶴 見 線	全 線 運 行
	横 浜 線	全 線 運 行
	相 模 線	全 線 運 行 休 止
京浜急行電鉄	本 線	全 線 運 行
	大 師 線	全 線 運 行
	逗 子 線	全 線 運 行
	久 里 浜 線	全 線 運 行
相模鉄道	本 線	横浜－大和間は運行 大和以西は休止
	いずみ野線	全 線 運 行
東京急行電鉄	東 横 線	全 線 運 行
	田園都市線	全 線 運 行
	こどもの国線	全 線 運 行
小田急電鉄	小田原線	新宿－相武台前間は運行 相武台前以西は休止
	江ノ島線	相模大野－藤沢間は運行 藤沢以西は休止
	多 摩 線	全 線 運 行
京王電鉄	相 模 原 線	全 線 運 行
横 浜 市 営 地 下 鉄		全 線 運 行
横浜高速鉄道	みなとみらい線	全 線 運 行
横浜新都市交通	シーサイドライン	全 線 運 行
江 ノ 島 電 鉄		全 線 運 行
湘 南 モ ノ レール		全 線 運 行

「大地震対応マニュアル」 (学生用)

https://www.tsurumi-u.ac.jp/uploaded/life/2185_6386_misc.pdf



鶴見大学・鶴見大学短期大学部

緊急避難アイテム

- 日頃から準備・携帯しておく・便利な物
- 現金 (りそめ)
 - 学生証 (所持者のみ)
 - 健康保険証
 - アドレス帳
 - タオル・ぼんそうこう・包帯
 - 懐電・友人の連絡先を記入
 - 手回し充電ランタン・ライト
 - 雨具 (カッパなど)
 - ティッシュ・ウェットティッシュ
 - 携帯充電用USBケーブル
 - 非接触型ICカード
 - ポリエチレン製ごみ袋
 - チョコレート・おみなど
 - 油性マジックペン
- その他非常時に必要なアイテム
- 印鑑
 - 防犯カメラ
 - 常備薬とその処方箋
 - 上着・下着・靴下
 - 運動靴
 - リュック
 - 卓上コンロ
 - ひも・ロープ
 - 予備電池
 - スリッパ
 - 使い捨てカイロ
 - 非常用食料・水

メモ

※ 記入は他のペンを使用してください。

日頃の準備

- 大地震の発生を防ぐことはできなくても、適切な準備を行うことで被害を軽減することができます。どんな備えが必要か考えておきましょう。
- 避難場所の確認 (学校付近および自宅周辺等)
 - 家族との連絡方法および待合場所の確認
 - 災害用伝言サービスの確認と登録 (メール宛先等の事前登録が必要)
 - 帰宅ルートおよび所要時間の確認 (災害時徒歩約 2.5 km /h)
 - 緊急時メモの作成・記入
 - 具体的な情報収集手段および緊急避難場所等の確認 (学校および通学途中)
 - 転倒防止対策や緊急時アイテムの確認
 - 学校および友人等への連絡方法の確認およびリスト整備
- 本マニュアルはホームページよりプリントアウトできるので、ご家族にも事前にお伝えください。
- <https://www.tsurumi-u.ac.jp/>

災害が発生したら

- 正確な情報を収集する
- 倒れやすいものから離れ、落下物に注意。
 - おやみに動かず安全を確認。
 - 非常口やドア等を閉めて避難口を確保。
 - 避難は徒歩で、荷物は最小限に。
 - 火を扱っている場合は、身の安全を確認後火の始末
 - エレベーターを使用せず階段で避難。
 - 本学のエレベーターは地震が発生した場合は自動的に停止するシステムになっています
 - 正確な情報収集に努め、なるべく集団で行動。
 - 負傷者の救護や初期消火に協力。
 - 家族との安否確認および学校へ安否連絡。

地震発生直後は裏面へ

緊急時パーソナルメモ

氏名
 学籍番号
 学部
 学科
 緊急連絡先
 住所
 電話番号
 持病 あり 常用薬 あり なし
 アレルギー あり なし (.....)
 自宅近くの避難場所
 家族との待ち合わせ場所
 緊急時連絡先
 ※ 記入は他のペンを使用してください。

事前の登録が必要です! (事前にスマホにしてください)

携帯各社の災害用伝言板サービス

大規模災害時に携帯電話から安否確認 (安否情報の登録) ができる災害用伝言板サービスです。

あらかじめ指定したご家族や知人に対して、災害用伝言板に登録されたことをメールで知らせてくれる機能も提供されます。また、インターネットからも安否情報の確認が可能です。

各社のQRコードはこちら

NTTドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

au <http://dengon.ezweb.ne.jp/>

ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>

Ymobile

2019.2

家族への連絡方法

NTT災害用伝言ダイヤルサービス

地震など大規模発生時に、安否確認などの電話が優先的に増加し、つながりにくい状況になった場合、提供されるサービスです。

171 をダイヤル

録音 1 再生 2

電話番号を利用する録音 4

被災地の方の電話番号を入力

伝言の録音 1* (30秒以内)

伝言の再生 1*

*ダイヤル式電話機の方は操作できません。

電話番号 - -

事前に記入しておきましょう

詳しいサービス概要やご利用方法はNTTのホームページをご覧ください。
 その他携帯各社で提供されているサービスについては、各ホームページをご覧ください。

学校への連絡方法

安否確認

大地震が発生した場合、本学は学生の安否確認を行います。災害発生時には、鶴見大学ポータルシステム「Campus Square」より安否確認用メールが送付されますので、事前に「学生生活」を参照の上、安否確認用メールアドレスの登録および安否確認登録方法を確認して下さい。

緊急時連絡先

学生支援課 045-580-8217

文学部教務課 045-580-8211

法学部教務課 045-580-8204

短大部教務課 045-580-8322

※ 電話連絡の場合は、以下の事項を報告して下さい。

①氏名 ②学籍番号 ③住所
 ④本人・家族の状況 ⑤困っていること
 ⑥自宅や付近の状況

地震発生直後

揺れがおさまったら

落ち着いたら

落ち着いたら

地震発生
身を守る

今いる場所は
本当に安全？

YES
その場所を動かない
NO
避難場所へ避難

家族との
安否確認

自宅に歩いて
帰れる？

YES
自宅へ
NO
避難場所へ
学校へ
安否連絡

POINT

- 窓や棚、ガラスなどが飛び出しそうなものから離れる。
- 机の下などにもぐるか、バッグ・衣類などで頭を覆うなどして、落下物から頭と手足を守る。
- 余裕があれば、ドア付近にいる人は、ドアを開け、出口を確保する。
- 実習中などで周囲に危険なものがある場合は、すみやかにその場から離れる。
- 広場やグラウンドなど、落下物がでない場所にいる場合は、その場で座り込み揺れがおさまるのを待つ。

学校にいるとき

POINT

- 冷静に、落ち着く。
- 建物の傾き、壁のひびきなどを確認。
- 火災が起きていないか？火災の場合は自分の身が安全な範囲で周囲の協力を得ながら初期消火。また、消火が困難と判断した場合は、火から離れる。
- 負傷者はいないか？負傷者がいる場合は安全な範囲で周囲の協力を得ながら応急手当をし、事務局へ連絡。
- 余震の可能性もあるため、あわてずしばらく様子を見る。
- ガラス、黒板、ホワイトボードなどが倒れるおそれがなく、天井からの落下物が無いと確認できた場合は、動かない方が安全である。

行動に移るときの注意点

- 火災の場合は煙を吸わないよう、タオルなどで口を覆う。
- 移動する場合は、教職員の手指示により、エレベーターを使わずに階段で移動する。

POINT

学校を基点とした避難場所
避難場所は、広く、火災による延焼のおそれがないところが適しています。
学校ではあらかじめ以下の場所を避難場所として想定していますが、地震時の状況により安全な場所へ避難してください。

広域避難場所 ▶▶ 大本山總持寺



POINT

- 帰宅する？学校に残る？**
余震がおさまらずに着いたら、自宅に帰るが検討する。交通機関が動いていない場合は歩いて帰宅することになる。その場合の目安は20km、20kmよりも遠い人は避難場所へ。また、チェーンメールなどに惑わされず、テレビ・ラジオなどで正確な情報を収集しよう。
※災害時交通機関が長時間不通となった場合に、徒歩で帰宅する目安の距離は20km以内とされている。
- 徒歩帰宅可否判断基準**
- 自宅までの距離が20km以上ある。
 - 2.5km/時で歩行した場合、帰宅予定時刻が日没以降となる。
 - 携帯電話等の通信機器を持っていない。
 - 自宅までの道のりをよく知らない（地図を持っていない）。
 - 自宅までのルートが通行制限区域及び火災発生地帯になっている。
 - 同一方面の帰宅者がいない。
 - 運動靴等の歩きやすい靴を履いていない。

通学中

- 周囲の状況に注意し、身の安全の確保を最優先とする。
- 塀、電柱、自動販売機などから離れ、落下物にも注意する。
- 「帰宅するか」「監視するか」または「帰宅の安全な場所を判断するかどうか」は自分で判断してください。

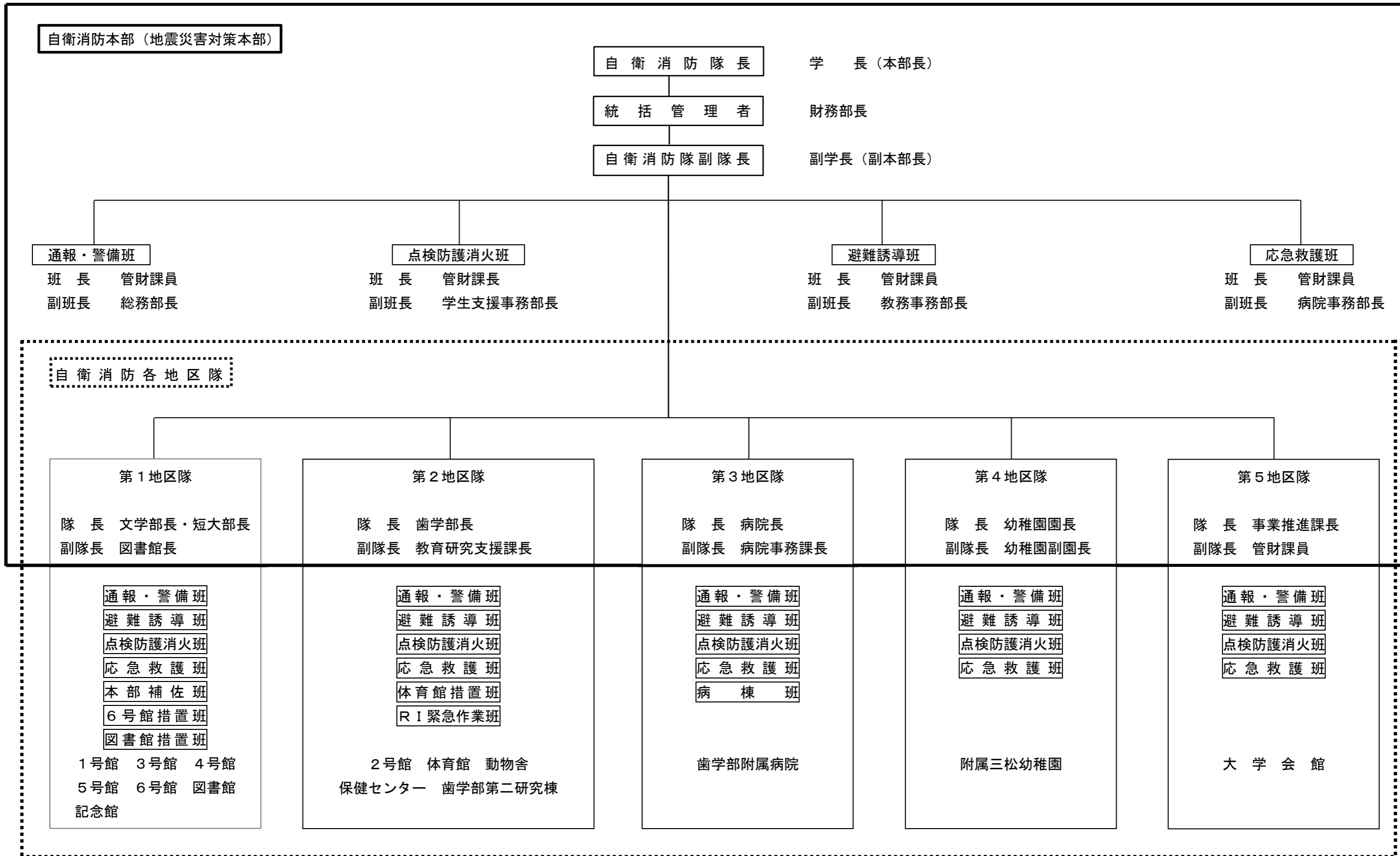
家族の電話番号

- 多くの人が一斉に帰宅すると各所で混雑が発生するため、余裕を持つことも大切。周りの状況を確認してから帰宅しよう。
- 災害時の歩行速度は初2.5km/時程度、10kmは4時間を要することになります。
- 日没後の行動は危険です。夜間は犯罪に巻き込まれる可能性もあるため、1人での行動は避けましょう。

月日	日の出	日没
3月20日	05:46	17:53
6月20日	04:26	19:00
9月20日	05:27	17:42
12月20日	06:46	16:32

※夜間帯は1時間早く帰ります。





防火・防災管理者

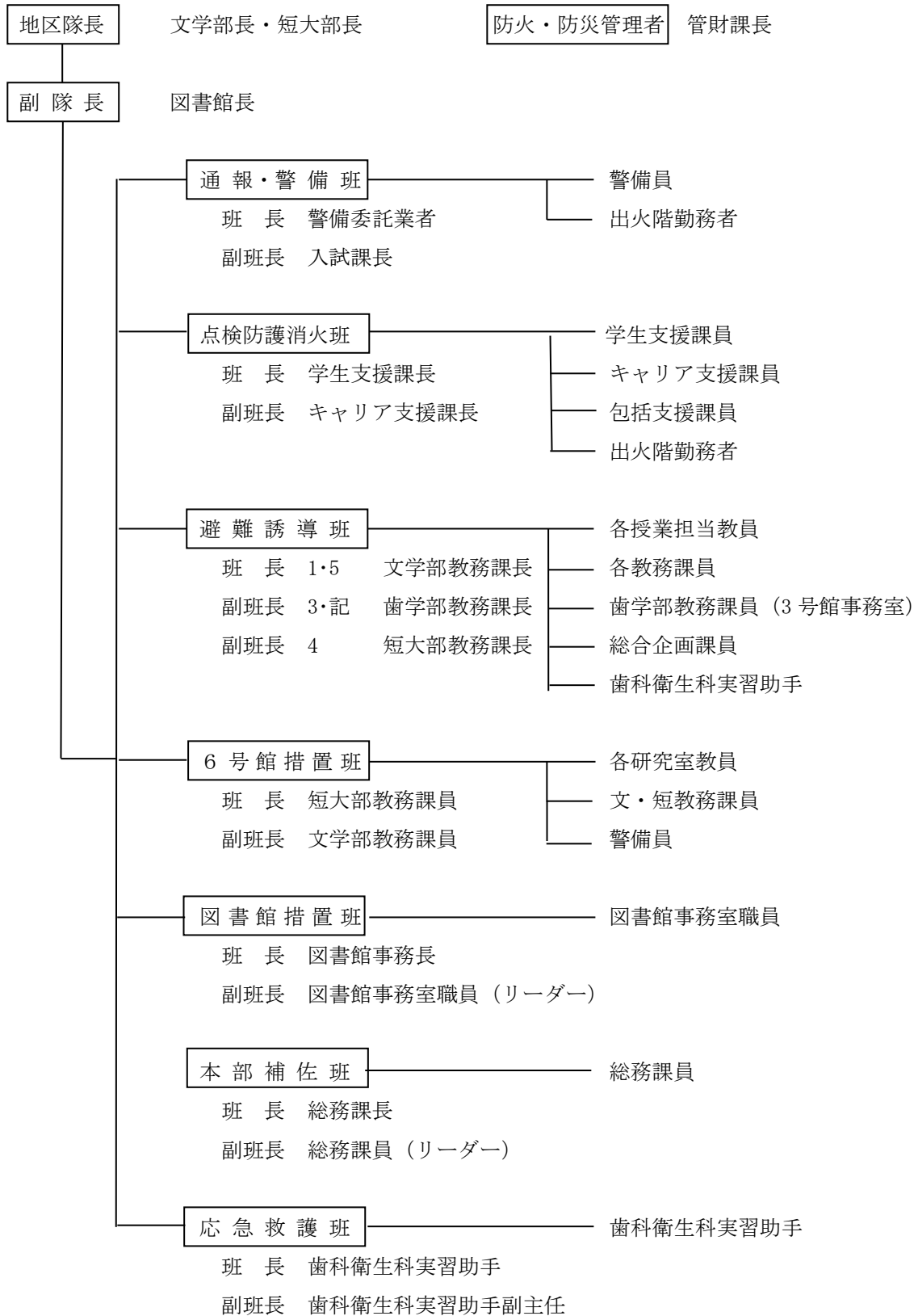
- 管財課長（第1・2・5地区隊）
- 病院事務部長（第3地区隊）
- 幼稚園園長（第4地区隊）

<防火・防災管理委員会>

委員長：学長（副委員長：副学長）
 委員：副学長、幼稚園園長、文学部長、歯学部長、短大部長、病院長、図書館長、保健センター所長、事務局、総務部長、財務部長、教務事務部長、学生支援事務部長、附属病院事務部長、情報システム課長、総務課長、管財課長、入試課長、図書館事務室事務長、保健センター事務長、幼稚園副園長、防火・防災管理者

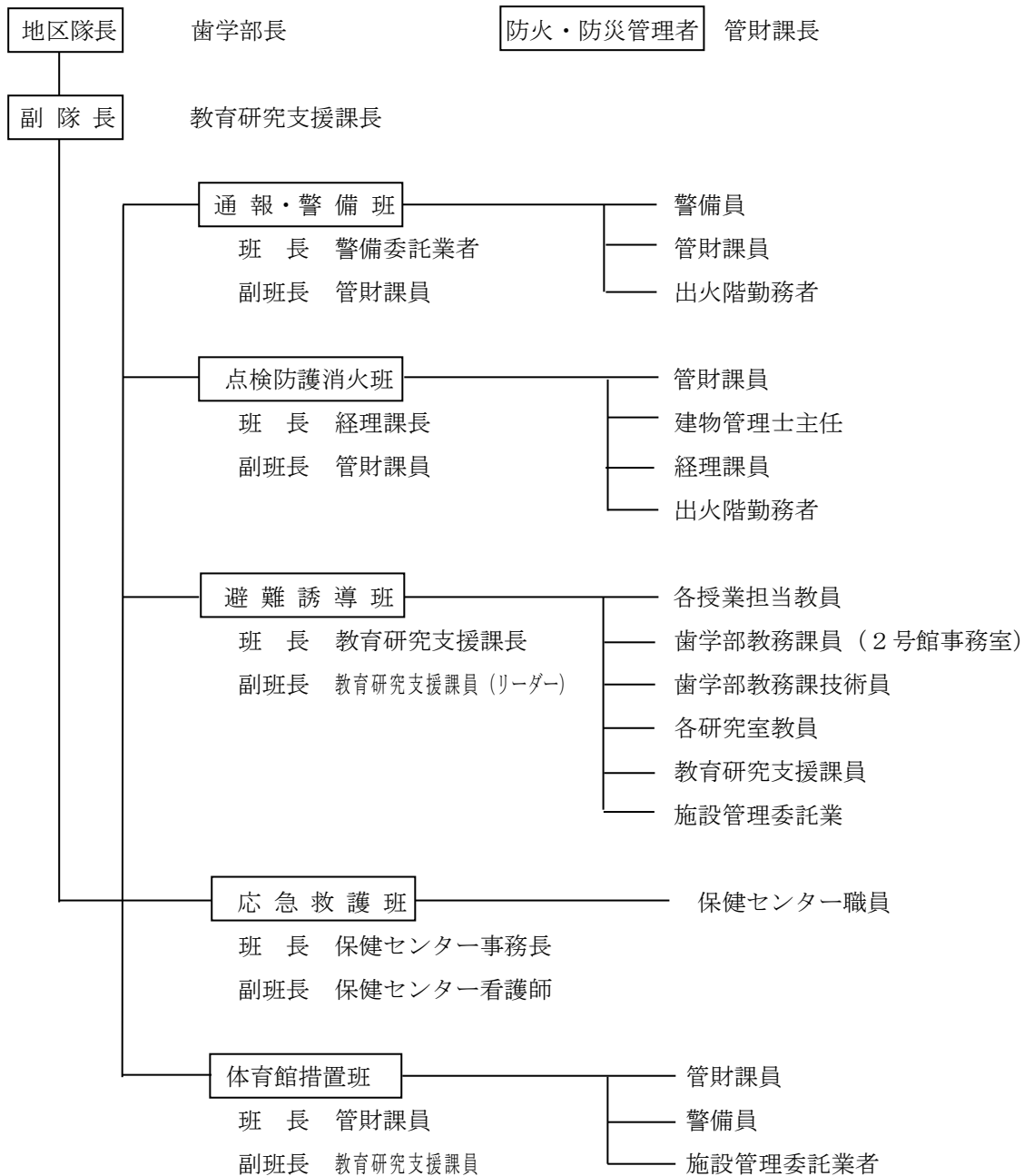
【参 考】

第 1 地区隊自衛消防組織



※ 訓練時は適宜待機者(留守番)を設定し、事前に班長へ報告すること。
 また、訓練に参加しない待機者も、大規模地震マニュアル等を熟読し、有事の際に備えておくこと。

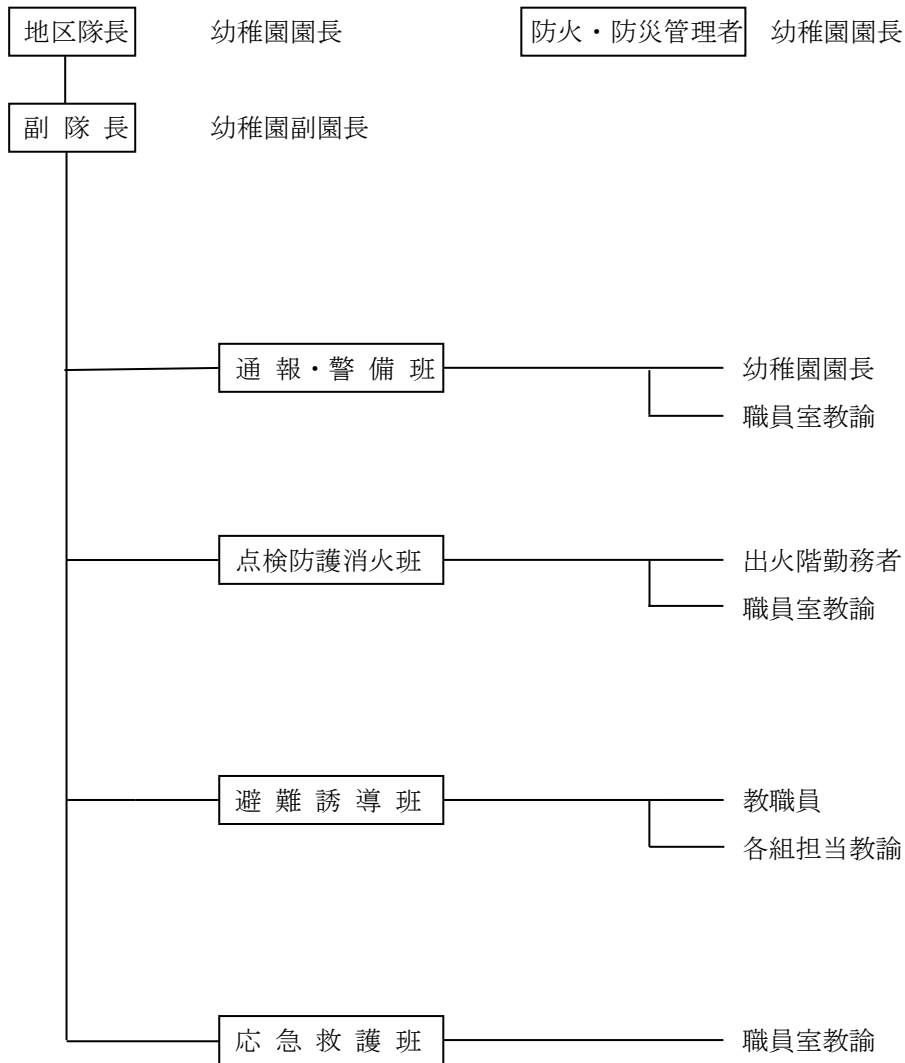
第 2 地区隊自衛消防組織
(第 3 地区隊)



※ 訓練時は適宜待機者(留守番)を設定し、事前に班長へ報告すること。
また、訓練に参加しない待機者も、大規模地震マニュアル等を熟読し、
有事の際に備えておくこと。

【参 考】

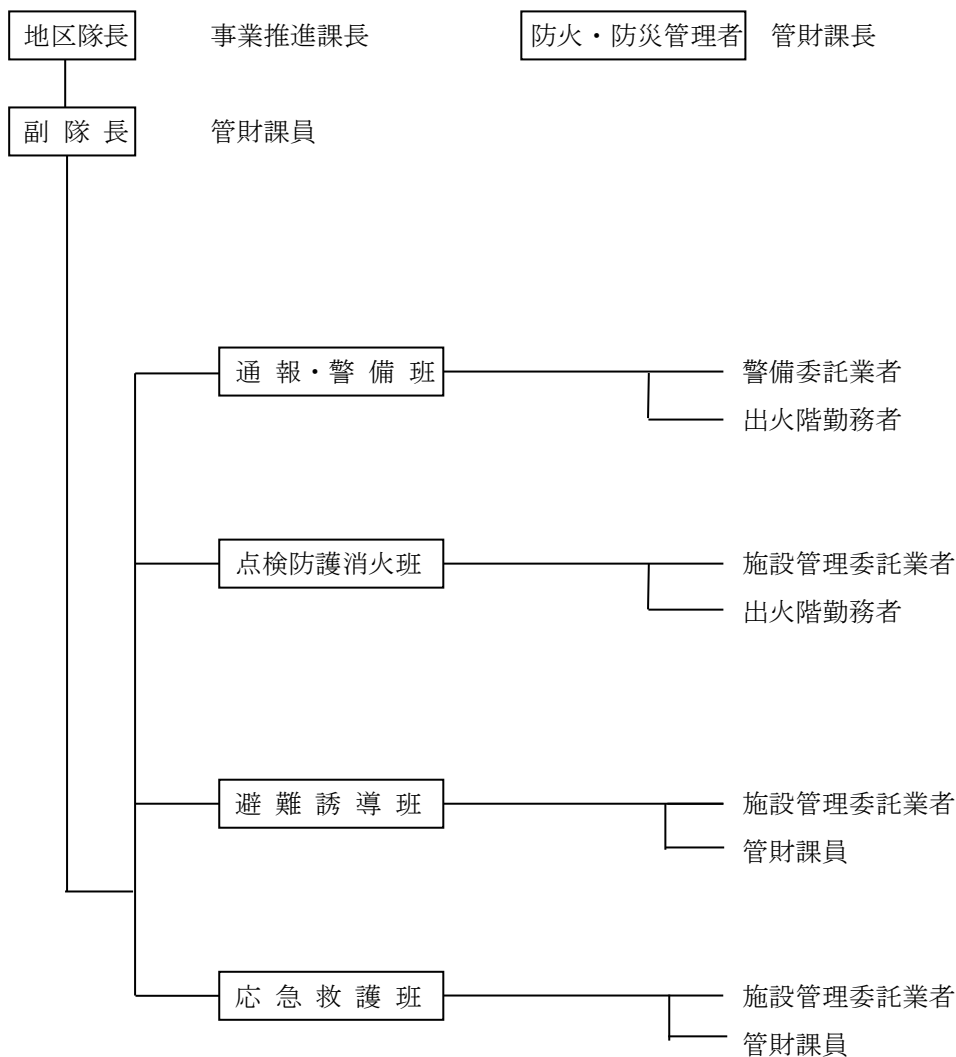
第 4 地区隊自衛消防組織



- ※ 訓練時は適宜待機者(留守番)を設定し、事前に班長へ報告すること。
また、訓練に参加しない待機者も、大規模地震マニュアル等を熟読し、
有事の際に備えておくこと。

【参 考】

第 5 地区隊自衛消防組織



※ 訓練時は適宜待機者(留守番)を設定し、事前に班長へ報告すること。
また、訓練に参加しない待機者も、大規模地震マニュアル等を熟読し、
有事の際に備えておくこと。

学校法人総持学園危機全般(大規模地震・災害に限らず)対応組織等

危機管理委員会 (常設機関) : 危機管理対策全般を検討し危機予防策を講ずる

構成/理事長【委員長】、学長、副学長、校長、園長、学部長、事務局長、事務局次長及び事務部長
開催/理事長【委員長】が必要と認めた場合
事務局/法人事務局 総務部 総務課

緊急対策会議 : 危機発生時、学園管理職が集結し、事態把握と緊急対応措置を講ずる

構成/学長【議長】、副学長【副議長】、事務局長、事務局次長及び総務部長
+ 危機発生部署の学校長、学部長、保セ所長、事務部長 + その他必要と認めた者
開催/危機発生時
事務局/法人事務局 総務部 総務課(学園全般の場合) もしくは、当該事務部・室(当該部署のみに係る場合)
その他/議長は対策本部の設置を理事長に要請することができる。(設置までの間、対策会議がその任に当たる)

緊急対策本部 (有事における最高意思決定機関) : 危機管理対策の総括指揮・情報収集・学園内外諸機関への情報公開

構成/理事長【本部長】、学長、副学長、校長、園長、学部長、事務局長及び事務部長
開催/理事長【本部長】が危機の事態に必要と判断した場合
事務局/法人事務局 総務部 総務課 (本部長が必要と認めた場合、関係部署職員が参画)
その他/危機発生部署の所属長に本部長の任務遂行権限を委譲可能

危機対応の基本的手順 (危機管理規程及び同規程別表2-1参照)

<※は必要に応じて>

- 1 危機発生
- 2 通 報 緊急連絡網に基づき通報・情報共有。(連絡網は都度更新し当該者に紙面配付(総務課))
- 3 初期対応 役割分担概要(危機管理規程別表3参照)に基づき、各部署が初期対応。
①安否確認②ライフライン確認・確保③学生等への情報発信 を優先
- 4 「緊急対策会議」設置
 - ・事態の把握、緊急対応措置検討、緊急対策本部設置の必要有無確認
 - ・情報共有、役割分担指示、留意事項確認
 - ※「緊急対策本部」設置
 - ・客観的全体情報の把握
 - ・対応方針の決定
- 5 組織的対応
 - ・決定方針に基づく対応(各部署の役割分担)
 - ・学内情報共有(報告・連絡・相談)
 - ※マスメディア対応
 - ・対応策の状況確認・全体情報の把握
- 6 解 決
 - ※「緊急対策本部」解散
- 7 「危機管理委員会」開催
 - ・対応の振り返り
 - ・再発防止対策

